地域包括支援センターの事業評価について

平成30年度から市町村やセンターは実施した事業に対する評価の実施と必要な措置を講ずることが義務化された。評価の実施については、全国で統一した指標を用いることで、全国の市町村及びセンター間の比較による評価が可能となり、当市においても、国が定めた指標に基づき各包括支援センターの事業評価を引き続き実施する。

- 1 評価項目(項目については、平成30年度より変更なし)(資料2-2参照)
 - 1)組織運営体制等
 - ① 組織運営体制 12項目
 - ② 個人情報の管理 4項目
 - ③ 利用者満足度の向上 3項目
 - 2) 個別業務
 - ① 総合相談支援業務 6項目
 - ② 権利擁護業務 5項目
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 6項目
 - ④ 地域ケア会議 9項目
 - ⑤ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 5項目
 - 3) 事業間連携(社会保障充実分) 5項目

2 評価方法

1)各地域包括支援センターの自己評価

各地域包括支援センターにて、事業の自己評価を行うとともに、その根拠を記載 する。課題と取り組みについては、中項目ごとに記載する。

2)行政評価

事業の過程や効果等を市が各地域包括支援センターに対してヒアリングを行い、 地域包括支援センターの自己評価及び事業報告を踏まえて行政評価を行う。

3) 運営協議会にて報告

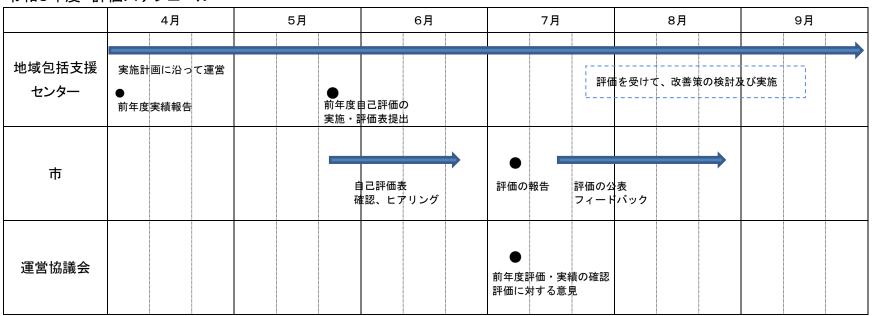
地域包括支援センターの自己評価及び行政評価を踏まえて、最終的な評価を行う。

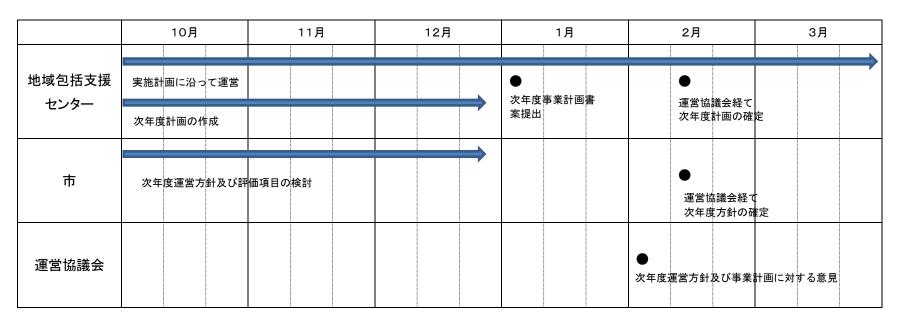
3 評価基準

評価	評価基準
3	業務が評価できるものであった。(優良評価)
2	業務が予定どおり遂行できた。(標準評価)
1	業務が遂行できなかった。

※ 自己評価理由は、すべての項目に対して記載する。

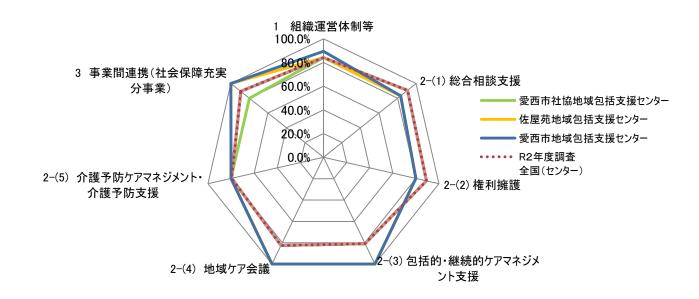
4 令和3年度 評価スケジュール





5 令和元年度評価について

1) 全国評価との比較



2) 令和2年度評価からの改善事項

①組織運営体制について

・個人情報の保護にあたり、委託包括については委託契約仕様書にて取扱いについては示している。また、市として情報機器の運用に関して情報セキュリティーポリシーを配布し、情報セキュリティに関する研修やチェックを市に準じた対応を行うよう示し、システムの運用・管理は受託者の責任において行うこととした。今後は、地域包括支援センター独自のマニュアル等の作成も行い、マニュアルの整備を目指す。

②個別業務

・相談事例の終結条件の市との共有について、明確なものを委託包括に示すようにしてい く。市包括については、市役所内の配置のため、市と常に共有はできている。相談記録 簿の項目について見直しをすすめており、各種報告等に幅広く活用できるものを目指し ている。

③権利擁護業務

・成年後見制度の市長申立について、要綱に基づき行っている。詳細な判断基準について、 今後作成し、成年後見制度の利用促進を目指す。

④介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

・セルフマネジメントについては、市から支援の手法については示していないが、委託包括に示していくことを目指す。要支援者に対して、介護予防を目的とし、可能な限り自

立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などの支援を行っていく。